

●香川県告示第512号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成20年4月1日から適用する。

平成19年11月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港 湾 名	区 域	物 件
引田港、白鳥港、三本松港、津田港、志度港、牟礼港、直島港、宮浦港、大部港、家浦港、池田港、宇多津港、詫間港、仁尾港、観音寺港、豊浜港	港湾区域並びに港湾隣接地域、臨港地区及び港湾法第2条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（港湾管理者が管理するものに限る。）	船舶、浮棧橋